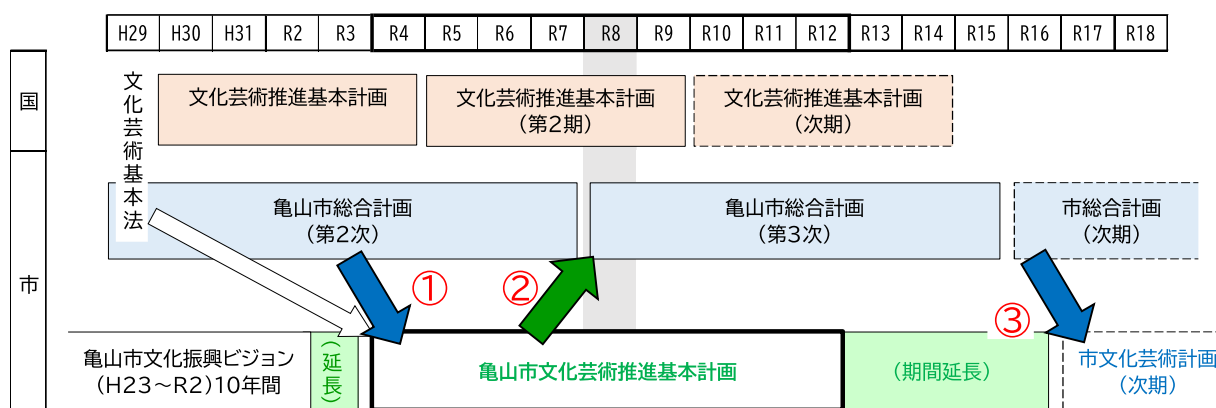


計画期間	9年間／令和4年度～令和12年度（2022年～2030年）
策定根拠	文化芸術基本法（第7条の2（地方文化芸術推進基本計画）努力義務） 亀山市文化芸術基本条例（第6条（文化芸術の推進に関する計画の策定））

亀山市文化芸術推進基本計画（以下「市文化芸術計画」といいます。）は、平成２９年に施行された文化芸術基本法に規定された「その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画」として、令和３年に制定された「亀山市文化芸術基本条例」に基づき策定した計画であり、第２次亀山市総合計画（平成２９年度～令和７年度）を上位計画として、計画期間を令和４年度から令和１２年度までの９年間としています。【図①】

こういった状況を勘案し、現在、令和9年度を終期とする国の「文化芸術推進基本計画」の次期計画の計画期間と整合を図りつつ、市の上位計画である次期亀山市総合計画の施策等を次期市文化芸術計画へ反映するため、現行の市文化芸術計画の期間を4年延長することとします。

なお、第3次亀山市総合計画の策定時においては、市文化芸術計画の内容を総合計画へ反映
すべく整合をとっております。【 図② 】

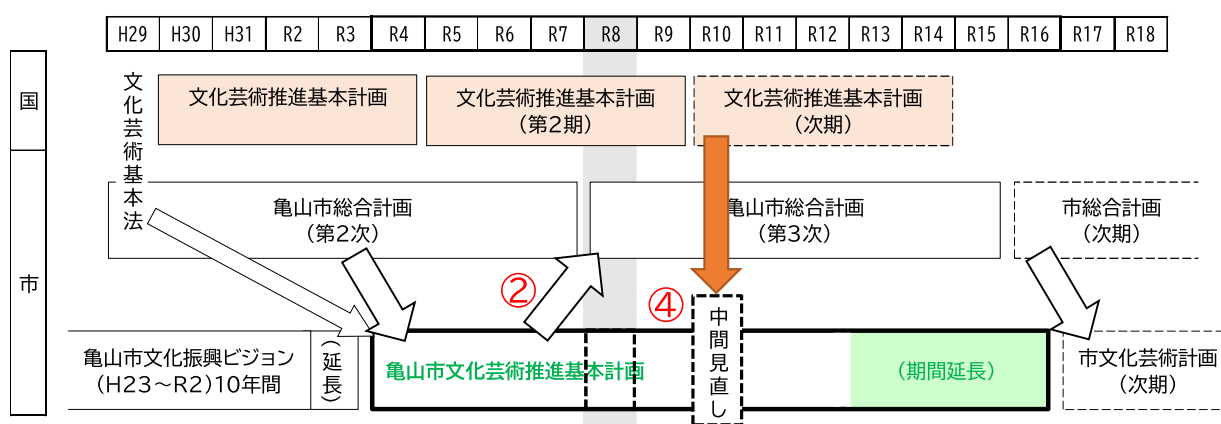


(2)市文化芸術計画の中間見直し時期について

現行の市文化芸術計画においては、第3次亀山市総合計画の施策等との整合を図るため、令和8年度に計画改定を行うこととしておりましたが、第3次亀山市総合計画では、現行の市文化芸術計画と整合をとっております。【再掲/図②】

一方、令和9年度に国の「文化芸術推進基本計画」の次期計画の策定が見込まれるため、その内容と現行の市文化芸術計画との整合性の検討が必要となります。

つきましては、市文化芸術計画の中間見直し時期を、国の次期「文化芸術推進基本計画」との整合性を図ることができるよう、令和8年度から令和10年度へ変更いたします。【図④】



亀山市文化芸術推進基本計画

	(1) 計画期間	(2) 中間見直し時期
現在	R 4 ~ R 1 2 年度	R 8 年度
変更後	R 4 ~ R 1 6 年度	R 1 0 年度